

中小企業向けDX推進人材育成事業業務委託

仕 様 書

1 本業務の目的

AIやIoT、ロボット等による第4次産業革命以降、企業のDXを支える技術の発展が進んでおり、特に、AI技術の導入は中小企業の利益・生産性向上だけでなく、技術継承の促進や若手の育成等、さまざまな経営課題の解決に繋がることからその活用が注目されている。

三重県では、令和4年度に策定した「みえのデジタル社会の形成に向けた戦略推進計画」に基づき、DXによる各産業の活性化や新しいビジネスの創出を目的に、DXを推進する人材及びデジタル技術・データ活用に関する知識やスキルを有した人材育成を行うこととしており、また、令和元年に策定した「三重県キャッシュレス推進方針」に基づき、キャッシュレスによる地域の活性化を目指すこととしている。

一方、県内中小企業向けアンケートでは、DXの取組状況について、「DXに関する取組を行っていない」「DXの概念を聞いたことがない」と回答した企業が60.2%という結果が出ていることから、県内中小企業のDXを推進するためには、企業の経営方針を決定する経営者層や社内でDXを牽引する担当者層を対象に、DXに関する基礎的な研修を実施することにより、デジタルリテラシーの向上を促進することが急務である。

そこで、県内中小企業におけるデジタル人材の育成のため、AIやキャッシュレス等のデジタル技術の活用に向けた基礎的な知識やビジネスの現場で実施できる実践的なデータ活用事例等を学習するオンライン研修を実施する。

2 委託業務名

中小企業向けDX推進人材育成事業業務委託

3 履行期間

契約日から令和7年3月24日（月）まで

4 履行場所

三重県津市広明町13番地 三重県雇用経済部産業イノベーション推進課内 他

5 本委託業務の内容

(1) 研修の対象者

主に県内中小企業・小規模企業の経営者及び従業員等とする。

(2) 研修の概要

受講希望者に対して、オンラインによる研修を19テーマ、合計20回(下記(ア)は同じ内容で2回)、令和7年2月17日(月)までに開催すること。

以下の(ア)～(ク)に示す8テーマ(9回)は必須とし、残り11テーマ(11回)は、受託者において提案すること。なお、(イ)、(ウ)については特に経営者層に向けた内容とすること。

- (ア) DX・データ活用基礎(2回)
- (イ) AI活用(1回)
- (ウ) DX活用事例・成功事例紹介(1回)
- (エ) クラウドサービス(1回)
- (オ) キャッシュレス決済等導入と普及促進(1回)
- (カ) 情報セキュリティ(1回)
- (キ) デジタルツール活用(1回)
- (ク) デジタル技術(ウェブサイトやSNS等)を活用した情報発信(1回)

(3) 実施内容

(ア) 研修の実施については、各回定員30名程度とし、受講者の募集をはじめ、広報業務、運営、当日の受付及び進行等、研修の開催に係る一連の業務を行うこと。

(イ) 研修に先立ち、研修の開催日時、内容等を記載した研修計画書を作成のうえ提出し、県の承認を得ること。また、研修計画に変更が生じた場合は、適宜、県と協議のうえ決定すること。なお、三重県が県内企業のDX促進に向けて取り組む関連事業全体の計画については、別紙「中小企業向けDX人材育成関連事業における役割分担」を参照すること。

(ウ) 受講環境について、Windows及びiOS、Mac OS、Androidでの動作確認を行うこと。

(エ) 研修のタイトルは、単に「DX基礎研修」ではなく、「〇〇からのDX基礎研修」のように参加を促すキャッチフレーズ等を工夫して作成すること。

(オ) 研修は1回あたり90分程度(質疑時間を含む)とする。なお、研修資料は前々日までに研修参加者に共有をし、短時間で効果的な研修とするための仕組み等を提案すること。

(カ) 研修はZoom等のウェビナーによるWeb会議システムを活用し、リアルタイムで講師と研修参加者が交流できるものとし、質問を受付すること。また、研修の実施にあたっては参加型の質疑応答ツールや、アンケート機能などを使うことによつて、オンライン研修の効果が高まる工夫を盛り込むこと。また、研修に使用するシステムについては、受講者のサポートを行うこと。

(キ) 研修は連続での実施も可能だが、単独で研修に参加した場合も内容が分かるものとする。

(4) 「機運醸成セミナー」におけるガイダンスの実施

受講者を広く募ることを目的に、受講者の募集期間中に受講希望者向けの「機運醸成セミナー」を県が開催するため、現地参加し、本事業の趣旨及びカリキュラムについて20分程度、研修への受講意欲を喚起する内容にて説明を実施すること。

(5) 「合同成果報告会」における事業実績説明の実施

令和7年3月初旬までに「合同成果報告会」を県が開催するため、現地参加し、本事業の実績や成果の説明を20分程度実施すること。

(6) 広報の実施

下記のとおり広報を実施すること。なお、研修は各回定員を満たせるよう周知に努めること。

(ア) チラシデータ作成

受講者募集等のため、全研修を紹介するチラシを前期・後期分として2回、メール配信による案内用の個別チラシ（全20回分）のデータを作成すること。

なお、チラシの印刷及び送付は別途県にて実施する。

(イ) WEBメディアの活用

年2回以上（前期1回、後期1回以上）、SNS（Facebook, X（旧Twitter）, Instagram等）広告、各種メディア等のWEB媒体等を活用した広報を行い、効果的な集客に努めること。

(ウ) その他

研修への参加を促す効果的な方法について提案し、県と協議のうえ実施すること。

(7) 県が行う他の事業との連携について

別紙「中小企業向けDX人材育成関連事業における役割分担」に掲載する関連事業において連携を行うこと。特に、「機運醸成セミナー」「合同成果報告会」、「チラシ作成・配布」等については、契約締結後に県が協議する場を設けるので参加し、別紙に基づき調整して事業に取り組むこと。

(8) 効果測定

研修ごとに、受講者に対してアンケート調査を行うこと。また、全ての研修が終了した後に、改めて全研修に対するアンケート調査を実施し、DXに対する機運醸成に係る向上度合いを測定すること。なお、アンケートには、次年度以降に希望する研修内容について記入する項目を設けるものとし、県内中小企業等のニーズ把握を併せて行うこと。

6 納品物件

以下の成果物を電子データ1部、印刷物1部を提出すること。

(1) 広報チラシ

(2) 研修実施報告書（研修実施記録、効果測定結果等を含む）

(3) その他、委託業務で作成した資料

7 支払い条件

令和7年3月24日(月)までに全ての業務を完了させ、履行確認終了後、履行確認の通知が行われた後に支払うこととする。

8 その他注意事項

- (1) 本委託業務の履行にあたっては、特定の企業や団体のみの利益追従とならないよう配慮するものとする。また、受託者は受講者等から一切の費用を受領することはできない。
- (2) 本委託業務の履行にあたって、取り上げる製品やサービスは特定の一社に偏ることがないように配慮するものとし、研修中に製品の宣伝、販売など、一切の営業行為を行ってはならない。
- (3) 個人情報の適切な管理のため、別記「個人情報の取り扱いに関する特記事項」を遵守すること。
- (4) 本委託業務について、契約書及び仕様書に明示されていない事項でも、その履行上当然必要な事項については、受託事業者が責任を持って対応すること。
- (5) 受託事業者は、何人に対しても受託期間中または受託期間終了後を問わず、業務上知り得た本県業務の一切を漏らしてはならない。
- (6) 本委託業務のスケジュールについては、事前に本県の承認を得ること。
- (7) 打ち合わせの内容については、議事録を作成し、提出すること。
- (8) 本仕様書に記載されている全ての作業について、いかなるケースにおいても本県に対して、別途費用を請求することはできない。ただし、本県が要求仕様を変更することにより、追加費用が発生する場合は、別途協議を行うものとする。
- (9) 本委託業務においては、「三重県電子情報安全対策基準」に従うこと。なお、「三重県電子情報安全対策基準」については、契約後、受託事業者に提示する。
- (10) 報告書をはじめとする本業務により発生した成果物の所有権は、引き渡し完了したときに県に移転するものとし、本業務に基づく成果物の著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)は、成果物の引渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。また、受託者は成果物に係る著作者人格権を、将来にわたって行使しないものとする。
- (11) 受託事業者は、県の承認を得ないで委託業務の全部または一部を第三者に委託してはならない。ただし、委託業務の一部を委託する場合について、県の承諾を得た場合はこの限りでない。
- (12) 契約締結権者は、受託事業者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条または第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。
- (13) 受託事業者は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団

等排除措置要綱」第2条に規定する暴力団、暴力団関係者または暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

- (ア) 断固として不当介入を拒否すること。
 - (イ) 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - (ウ) 発注者に報告すること。
 - (エ) 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。
- (14) 受託事業者が(13)のイまたはウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により三重県物件関係落札停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じる。
- (15) 本委託業務の履行にあたっては、ユニバーサルデザイン、環境、人権に配慮し、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を順守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ、適切に対応すること。
- (16) その他必要な事項は「三重県会計規則」の規定によるものとする。

中小企業向けDX人材育成関連事業における役割分担

- ◆ 中小企業向けDX推進人材育成事業……経営者や担当者層に対し、様々なテーマによるオンライン研修を実施
- ◆ 中小企業向けDX推進リスキリング事業……eラーニングやハンズオンによる企業の課題解決に向けたアプリ開発研修を実施
- ◆ 中小企業向けDX促進モデル事業……DX導入の伴走支援を行い、取組成果の促進モデルを共有する成果発表会を実施

- ▶ **チラシ作成・配布**は「中小企業向けDX推進リスキリング事業」で実施し、他の事業はチラシ原稿データを提供。
- ▶ **セミナー・報告会**は「中小企業向けDX促進モデル事業」で実施し、他の事業は参加して発表。

【スケジュール案】

